

2022

模擬国連の探求

模擬国連会議記録集

2022 年度 1-3 月期模擬国連会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各会議監督に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何 山までお願いいたします。

連絡先：kazan2019.jp@gmail.com

編集はしがき

今回の『模擬国連の探求』では、2022年1月から3月にかけて行われた七研究会の会議の記録を、各会議監督の皆様からご寄稿いただいて掲載することができた。各研究会とも新入生歓迎会などで多忙な中、協力していただけたことに深く感謝したい。

伝統的に、関東五研はこの時期に強化会議と称して、新しく旧メンとなった代だけで会議を行う。自分が旧メンだった2020年のこの時期、多くの研究会で感染対策のために会議を中止せざるを得ない状況だった。久方ぶりに、この時期に対面でこのように多くの会議が開催できるようになったことは、喜ばしいことだと言ってよいだろう。オンライン会議にも多くの良さがあるが、どちらかを自由に選べるようになったことは良い事である。

いずれの研究会も、この時期の会議というものは、旧メンにとっては本格的に新歓が始まる前の最後の会議となる。新入生を迎える前に、模擬国連に集中できる機会とあって、全日本大会の経験なども踏まえ、多くの人が強い意気込みを持って会議に参加している印象を受けた。

そのように強い意気込みを持った分だけ、会議で失敗してしまったときの落胆も強いものとなってしまふのかもしれない。しかし、今回も寄稿していただいたある会議監督の言葉をここで引用すると、失敗したという結果にだけ耽溺するのではなく、様々な会議中の全てのプロセスに目を向け、成功した点、予想を外した点、臨機応変に対応できた点、無意味に時間を浪費してしまった点など、一つ一つを考え今後の会議に活かすことこそが重要である、とのことである。私もこの言葉に同意する。

既に多くのデリが自分の会議中の行動を振り返ったであろうが、今回の会議記録が改めでもぎこっかの皆様に自身の会議行動や模擬国連そのものについて示唆を与えられるのなら、私としては本望である。

目次

京都研究会春会議『クラスター弾に関する条約採択のための外交会議』	4
国立研究会強化会議『宇宙空間の諸問題に関するニューヨーク会合』	15
神戸研究会後期会議『天然資源に対する恒久的主権』	27
駒場研究会強化会議『コンゴ動乱』	29
日吉研究会強化会議『「保護する責任」2005年国連首脳サミット』	34
四ツ谷研究会強化会議『「武力紛争における子どもの権利に関する条約の選定議定書」の 締約』	38
早稲田研究会強化会議『国際人権規約案』	44

京都研究会春会議『クラスター弾に関する条約採択のための外交会議』

会議監督：師田彩花

1. 会議概要・目的

★議題：「クラスター弾に関する条約採択のための外交会議」

会議概要

2008年5月にアイルランドの首都ダブリンで開催され、111カ国が正式に参加した。条約の策定は、2月のウェリントン会議で配布されたテキスト案及び各国より提出された条文案をもとに交渉が行われ、合意に向けた議論が進められた。その際、各国の見解の相違が大きい事項については、調整役として指名された議長が個別に非公式協議を開催し、詳細な検討が行われた。その結果、クラスター弾の人道上の懸念に対処するための包括的な条約案は、コンセンサスによって合意され、最終文書として採択された。

★コンセプト：「Challenge to the next stage」

目的・目標

今会議は2021年度最後の会議となり、1年間の集大成でもある。そのため、デリは1年間で得た新たな知識や様々な会議での失敗や成功などの経験、反省などを活かし、失敗を恐れず挑戦してもらいたい。そして大きく成長してもらいたい。それぞれが新しい道へ進む春。これからの自分はどうか成長したいのか、どういう模擬コッカーになりたいのか、何を大切にしていきたいのか。今一度自分自身の1年間を見つめなおし、失敗を恐れず新たな目標へ挑戦し、そして次のステップに繋げる、そんな機会になってほしい。議題自体、情報が結構あり、リサーチもしやすいことから、自分のリサーチ方法を確立するのに適している。また、参加国もクラスター弾の問題に対してのインセンティブを持っている国が多く、議場で発言することを躊躇してしまう新メンにとっても適している。以上、会議準備を国益設定や会議戦略に当て、会議中に自分が行うべき行動を準備段階で明確化しやすい議題である。そして、インセンティブを持っている国が多いため、会議当日、積極的な会議行動をすることができる議題でもあるから。

2. 会議の経過、成果文書について

会議は大きく分けて、事前交渉、事前会合、本会合2日間によって構成された。順を追って説明していく。

1)事前交渉 (2/23・2/25-2/26)

一日目は基本的に挨拶がメイン。コアグループは何の動きもなかった。全面禁止派では、

ベネズエラが TT 案を共有したり、CMC がスタンスのすり合わせをしたりしていた。部分規制派では、各国が意見共有や挨拶をしているのが見受けられた。

二日目から、全体的な Slack 交渉が動き出したように感じられる。

コアグループでは、意見共有をした後で、TT の方向性の確認をした。アイルランドは全参加者が賛同するように、中立的な TT 案を作り共有していた。ノルウェー以外はアイルランド案に賛成するという動きだった。

全面禁止派では、CMC が論点 TT 案や条約草案に対する修正案についての意見を共有して終わった。具体的にいうと、CMC は文言ベースのベネズエラ TT 案に概ね賛成し、ベネズエラ案をブラッシュアップする方向で全面禁止派内で交渉を進めることと全面禁止派とコアグループで論点 TT 案のコンバインを行なって採択を目指すというような意見を表明した。また、条約草案に対する修正案についても一本化したいという方向性を示した。CMC とオーストリアは、全面禁止とコアグループの TT 案の方向性を確認し、オーストリアがコアグループの論点 TT をまとめ、CMC が全面禁止派の論点 TT をまとめ、最終的に両者をコンバインするという方向で合意。フロントとして、部分規制派が強硬でまとまらず、フロント案になることを懸念し、先に全面とコアで裏でコンバインを進めていたのではないかと感じた。また、部分規制派を含めた条約採択を目指すためにもコア的にある程度マイルドなものにして、事前会合に持っていきかけたのではないかという風にも思った。また、CMC は論点ベースだと、部分規制・相互運用を規制事実化されかねない、会議の流れが部分規制を前提としたものになるかもしれないという風に懸念した。

部分規制派では、ドイツが全体交渉チャンネルにドイツ案を出した。部分規制派は各国間交渉がとても盛んで、部分規制派だけでなく、全面禁止やコア、その他の国ととても盛んに Slack 交渉をしていたように見受けられた。また、相互運用性や移行期間というようなチャンネルが作られ、相互運用性に関しては、各国で話したことをお互いに共有したり、移行期間については日本が認識の確認や争点の明確化するための統一案を作ることを提案したりしていた。また、ドイツ・フランス・トルコの TT 案をコンバインしていく作業に入り、部分規制派の TT 案の土台が出来てきたように感じられた。

三日目は最終 Slack 交渉ということで、コアグループでは、アイルランド案についての意見を回収したり、事前会合での方向性の確認をしたりした。

全面禁止派では、CMC がベネズエラの論点 TT 案+各国大使の意見を踏まえた論点 TT を作成し、共有した。また、アイルランド案（論点ベース）が全体に提出された後、全面禁止派内で CMC が文言ベースにこだわる理由についても全面禁止派内で共有した。

部分規制派では、ドイツが出した部分規制の論点 TT ドックスについての意見出しや、日本の修正提案をもとに文言のすり合わせを行った。また、日本が事前会合までの指針についてのドックスを共有した。ここで、部分規制派がどのように動いていくのが明確になった

のではないか。論点 TT については、どこを重要視しているのかを確認していた。そして、移行期間については、ドイツがまとめたドックスをもとに部分規制派で歩調を合わせ、相互運用性については、カナダがまとめたドックスをもとに部分規制派で歩調を合わせた。各国の譲れない部分や妥協可能な部分が明確になった。このやり方は、各国が妥協を受け入れられるラインの目安にもなり、今後の議論においても役だったと感じている。

最終的に、ノルウェー、アイルランド、CMC、ドイツの四つの TT 案が出て、事前会合へ持ち越された。

2)事前会合 (2/27)

事前会合では事前交渉で出た四つの案をもとに議論が進んだ。ドイツがコアグループと全面禁止派と部分規制派で一本化しようと呼びかけ、それぞれのグループとコンバインをし、コンセンサスで採択された。ただ、時間制約のある中で一致点を見つけ出そうと早々に文言ベースの議論を捨ててしまったのは痛手だった¹。論点ベースの議論となり、小論点は各国の主張を取り切ってから、議長がデリの主張をもとに小論点を設定するという形になった。

3)本会合 (3/1-3/3)

一日目は前提認識や軍事的有用性についての議論が長引いてしまったという印象である。なぜ長引いてしまったのかって考えると、前提認識の位置づけがフロントや各国のデリが想定していたものと若干ずれていたのではないかと思う。前提認識を話す上で、議場で共通した認識をとっておくとスムーズに進んだのではないかと感じた。ここに関して、フロントが出した小論点でもあったため、フロントの説明不足であったことを反省している。

二日目の定義の例外の部分では、部分規制派がすごく優勢だった。事前交渉の時からお互いのスタンス確認や、ロジックのすり合わせ、ボトムのすり合わせまで、どこまで妥協出来てどこまで妥協できないのかを同じ陣営内で把握していて、一人ではなく、グループとして議論をしている印象だった。ただ、今回の議論で軍事的な話が多く見受けられた。ここに関して、その話が本当に妥当なものだったのかについては今一度問い直してもらいたい。そして、全面禁止派の中での目的が少しずれてしまった部分があるのではないかと感じた。全面禁止派の目的はあくまで「クラスター弾被害者の根絶」であって、全面禁止が目的になりすぎていないかと思った。自国が立てた国益はゴールから逆算して戦略が立てられているのか、それは軸として一本になっているのかがポイントになってくるのではないかと感じた。そして、一日目も二日目もあまり実質的な議論がなされず、議論議論を

¹ フロントとしては文言ベースを有力な選択肢と考えていたとのことである。

していた印象だった。条約策定に向け、二日目の夜の 24:00 までを Slack 交渉可能とし、三日目の議論方法について各国が議論していた。

三日目は分科会形式で各国が話したい論点ごとに分かれてコーカスを行った。一日目、二日目と議場全体がもたついてしまって、結果として想定していたよりもかなり遅れ、交渉可能時間がすごく短くなってしまったという状況の中で、時間を削って交渉する時間を早くして、確実に素早く合意まで持っていくかというところが今回ものすごく大きなポイントになった。デリがこういうのはどうだっというのを提案し、レバノン・CMC・ドイツの3か国案をもとに交渉を行い、興味分野で各自が文言交渉を行っていくという風になった。本当に時間が約3時間もなかった状況だったので、文言を上から一つずつさらっていくことは時間的にも厳しかったため、役割分担をして多くの人と自由交渉をするという形が一番合理的だったのではないかとフロントとしても感じた。文言交渉の時間の中で、すべてにおいて合意をとることが出来なかった文言も当然あった。今回の文言交渉は時間が本当でない状況での交渉だったので、バーター交渉が多くの場面で見られた。定義と相互運用性、相互運用性と移行期間、定義と移行期間という風に多くの部分でバーター交渉が行われていた。ただ、バーターは何かと何かを交換する＝何か妥結した交渉 or 妥結しそうな交渉をもって他の論点（条文）と交換することだが、二日目の時点で共有できていた認識 or 合意が存在しない状況でバーターが成立しえたのかというと微妙だった。ブレイクアウトルームを使って、合意できていない文言について二国間ないし多国間で交渉していた。三日目から話合われた相互運用性や移行期間に関しては、ブレイクアウトルームで議論しつつ、裏で Slack 交渉を行いながら、議論が進んでいくという状況になっていた。各グループの Slack を使い、情報共有しながらの文言交渉になっていた。

全面禁止派は CMC とレバノンがグループを引っ張り、他の国々は各国から集めた情報を共有していた感じだった。そして、全面禁止派は CMC とレバノンに頼っていた部分が多かったのではないかと感じた。最後の文言交渉の際、CMC とレバノンが来て交渉相手が変わるような部分も見られた²。全面禁止派の中できちんとリサーチやロジックを組むことができている人は CMC やレバノンだけではないとフロントとして会議準備を通して思っていたので、議場で発言することを恐れているだけでなく³、グループ内のグラデーションがあったため、自国はのめても、他国が飲めないという状況からの交渉相手が変わるといような状況になったのではないかと感じた。全面禁止派の中でのスタンスの確認や国益のすり合わせをもう少ししておくともスムーズに交渉できたのではないかと。一方で、部分規制派は、すり合わせがしっかりと行われていたため、どのグループよりも一致団結しているように感じた。そして、各国が国益として一番重要視している部分に力を注ぎ、役割

² 他の全面禁止派の大使と交渉していたにも関わらず、途中から交渉相手がレバノン・CMC に代わるということがあったそうである。

分担をして、陣営内で情報共有をしていたため、すごくまとまっていたように感じられ、グループとしての動きは本当に良かった。

私は相互運用性の部屋にいたので、定義や移行期間についての交渉を追うことは出来なかったが、相互運用性の議論を見ていて感じたことを少し。UKの修正案をもとに議論が行われていたと思います。UKとモザンビークが議論をし、お互いの主張がぶつかり議論が停滞していたため、トルコがファシリをしていたが、アイルランドなどのコアグループが回ってくるたびに、一回議論が中断し、何について話をしているのかを説明しなければいけない状況がちょくちょくあった。相互運用性のブレイクアウトにはUKやモザンビーク、トルコ以外の国もいたので、それらの国がどんな状況かをグループ内で報告するか、また、コアグループの誰か一人が相互運用性のルームにいてファシリをしたり、話を聞き妥協案をだしたりする方法もあったのではないかと外から見ていて思った。

コアグループの中で、ここは譲れないというようなボトムのすり合わせは行っていた。ただ、それが上手く反映されてなかったように感じた。正直、今回の会議でグループの統一はグループの中でもグラデーションがあり、非常に難しかったと思う。ただ、最終的な目指すゴールは同じだけど、そのゴールまでの道筋をグループ内で統一しておくことコアグループとしての動きがよりよくなったのではないかと感じた。

最終的に、10分前になってもまだ粘っていた国があった。粘るのことは大事だが、残り時間が少なく、十分な吟味ができない状況では、あまり自国（自陣営）にとってよくない合意であっても飲まされてしまう自体が発生しかねないので、20-30分は最低でも吟味する時間を残したほうがよいとは思った。10分程度までにしてもそれで各国（各陣営）が望む成果を得られると判断し、戦略・戦術として適当であると考え、成果を得られるならば＝その判断が「合理的」であるといえるのであればそれもまた有効であると言えると思うが、今回の場合時間に押されて一気に合意が進んだように見受けられた。

3. 会議総括・課題

今回は「新メンの成長」を最重要視した会議でもあり、会議準備段階からフロントは最低限の指示を出したが、基本的にデリ自身で準備を進めてもらいたいと考えていた。また、本メンターの前に個人目標メンターを設け、デリ自身の一年間の反省や成果、そして今会議で成長させたいところなどを聞き、一緒に目標を立てた。しかし、あまり会議準備の進捗が良くなかった。今回の会議コンセプトとしては、「チャレンジ」ということでリサーチよりもロジックを組み立て、会議で柔軟な行動を取ってもらうことを重点に置き、個人目標メンターを通してそのようなことに課題を置かれている人も多くみられた。そのため、デリのリサーチの手助けとし、本番で積極的な会議行動を行ってもらうために救済資料を配布した。ただ、進捗があまり良くなかったため修正案の締め切りや事前交渉を遅らせるなどした。このように、準備に十分に時間を割けていない大使が多くなってしまったことは課題である。会議中では、自国益の核となるであろう部分について十分なロジックを展開できず、それぞ

れのグループの代表者が積極的な発言や会議行動をしていたため、会議が一部の大使（グループの代表者）の代表者会合のようになってしまいスタンスの異なる様々な国⁴が自国益の最大化を狙って交渉をしていく状況になってしまった点は課題である。次に、実質議論よりも議論議論をしている時間の方が長かった点である。本会議でも何度も行われた。これに関しては、TT案を作ることや議論議論に苦手意識を持った新メンがいたため、新メンのこれからを見据えて議論議論を設けたが、フロントが設定したTT案をもとに会議を進めた方が全体的に良かったのではないかと反省している。また、会議全体の議論を見ても、新メンがあまり発言できていなかったり、先輩に頼ってしまっていたりする部分が多くみられた。これに関しては、議論が複雑になっていたので仕方のない部分はあるが、会議設計の甘さも関係していると感じている。議論想定が甘く、こういう風にするだろうと思っていた部分が裏目に出てしまったところがあると感じている。フロントが決めた論点は、部分規制派にとって有利なものではあったが、数で押し切れるほどの人数はいなかったため、TT案の時点で全面禁止派とコアグループが出すTT案が通ると考えていた。そのため、TT案についての議論想定をあまりしていなかった。また、上で述べた通り大使の準備が追い付かず、出されたTT案についてあまり意見が出なかったために、事前会合では簡単に合意してしまった部分もあるだろう。このような課題から、自分の会議設計が甘く、コンセプトで掲げた「チャレンジ」というものを達成することが難しい会議になってしまったことを反省するとともに、私の力不足を感じた。

春会議に参加していただいた大使の皆さんには深く感謝するとともに、今会議で得た反省や成果をこれからの模擬国連会議へ活かし、次のステップに繋げていってもらえれば幸いである。

⁴ 代表者会合参加国

**DIPLOMATIC CONFERENCE FOR
THE ADOPTION OF A CONVENTION
ON CLUSTER MUNITIONS**

CCM/DC.1

May 2008

Original: JAPANESE

DUBLIN 1 – 3 MAR 2022

Convention on Cluster Munitions

3 March 2022

クラスター弾及びクラスター弾残存物がもたらす、罪のない無防備な文民、特に児童を殺害し、又はその身体に障害を残し、経済発展と再建を阻害し、難民及び国内の避難民の帰還を遅らせ、又は妨げ、並びにクラスター弾の使用後長年にわたって残存する他の人道上の深刻な結果をもたらす、という苦痛及び犠牲を永久に終止させることを決意し、

クラスター弾及びクラスター弾残存物が、国際的な平和及び安全を構築するための努力、並びに人権及び基本的自由の実現を損なうことを憂慮し、

作戦上の使用のために保有するクラスター弾を国が大量に貯蔵することによる危険性について深く憂慮し、また、これらのクラスター弾の迅速な廃棄を確保することを決意し、

千九百九十七年の対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約にうたう対人地雷を禁止する国際的な規範に対する広範な国際的な支持を歓迎し、

クラスター弾の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し、又は停止するため、近年、国内的、地域的及び世界的にとられた措置を歓迎し、

国際人道法の武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、並びに、特に紛争の当事者は常に文民たる住民と戦闘員とを及び民用物と軍事目標とを区別し、かつ、軍事目標のみを軍事行動の対象とするという一般的な規則に立脚して、

この条約にすべての国の支持を集めることが望ましいことを強調し、特に、国際連合、軍縮回避、地域機関及び断端を含むすべての関連する会合において、この条約の普遍化の促進に向けて力強く努力することを決意し、

クラスター弾の使用及びクラスター弾の残骸による重大な結果及び民間人に許容できない被害をもたらすクラスター弾の使用、生産、移転、備蓄を禁止するための即時の行動の必要性を強調し、

全ての国が条約を順守することへの望ましさを強調し、

第一条 一般的義務及び適用範囲

1 各締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) クラスター弾を使用すること。

(b) クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

(c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること。

2 1の規定は、航空機に取り付けられたディスペンサーから散布され、又は投下されるよう特に設計された爆発性の小型爆弾について準用する。

3 この条約は、2001年12月21日に改正された特定の通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（過度に有害であり、又は無差別的効果を有すると認められるものの使用の禁止又は制限に関する条約）の第1条第1項から第6項までに規定される紛争に起因する事態にも適用する。

4 1の規定にかかわらず、および国際平和並びに安全の維持のために、国際法に従い、以下を妨げない

(a) 一項に規定される活動に従事する非締約国と軍隊との共同で行われる活動の計画または遂行、演習または他の軍事のおよび関連する後方支援活動に参加すること

(b) 自国領域内にいる非締約国によるクラスター弾取得、貯蔵、保有、使用、譲渡

第二条 定義

2 「クラスター弾(Cluster munition)」とは、爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弾を内蔵するものをいう。ただし、次のものを意味するものではない。

(a) フレア、煙、料薬火工品若しくはチャフを放出するように設計された弾薬若しくは子弾

(b) 電氣的又は電子的な効果を引き起こすように設計された弾薬又は子弾

(c) 無差別かつ地域的に効果を及ぼすこと及び不発の子弾がもたらす危険を避けるため、次のすべての特性を有している弾薬

(i) それぞれの弾薬が十未満の爆発性の子弾を内蔵していること

(ii) それぞれの爆発性の子弾の重量が四キログラムを超えていること

(iii) それぞれの爆発性の子弾が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること

(iv) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己破壊のための装置を備えていること

(v) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己不活性化のための機能を備えていること

3 「爆発性の子弾(Explosive sub-munitions)」とは、通常の弾薬であって、その役割を果たすため、クラスター弾から散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによって機能するように設計されたものをいう。

4 「失敗したクラスター弾(Failed cluster munition)」とは、発射され、投下され、打ち上げられ、射出され、又は他の方法によって投射されたクラスター弾であって、爆発性の子弾を散布し、又は投下するはずであったが、散布し、又は投下することに失敗したものをいう。

5 「不発の子弾(Unexploded explosive submunition)」とは、クラスター弾から散布され若しくは投下され、又は他の方法によってクラスター弾から分離された爆発性の子弾であって、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。

6 「遺棄されたクラスター弾(Abandoned cluster munitions)」とは、使用されておらず、かつ、放置され、又は投棄されたクラスター弾又は子弾であって、これらを放置し、又は投棄した当事者の管理下にないものをいい、使用のための準備が行われていたか否かを問わない。

7 「クラスター弾残存物(Cluster munition remnants)」とは、失敗したクラスター弾、遺棄されたクラスター弾、不発の子弾及び不発の小型爆弾をいう。

8 「移譲(Transfer)」とは、クラスター弾が領域(national territory)へ又は領域(national territory)から物理的に移動し、かつ、当該クラスター弾に対する権原及び管理が移転することをいう。ただし、クラスター弾残存物の存在する領域の移転に伴って生ずるものを除く。

9 「自己破壊のための装置」とは、弾薬の主要な起爆装置のほかに当該弾薬に内蔵された自動的に機能する装置であって、当該弾薬の破壊を確保するためのものをいう。

10 「自己不活性化」とは、弾薬が機能するために不可欠な構成要素（例えば、電池）を不可逆的に消耗させる方法によって当該弾薬の機能を自動的に失わせることをいう。

13 「爆発性の小型爆弾(Explosive bomblet)」とは、弾薬であって、その役割を果たすため、ディスペンサーから散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによって機能するように設計されたものをいう。

14 「ディスペンサー(Dispenser)」とは、爆発性の小型爆弾を散布し、又は投下するように設計された容器であって、その散布又は投下の時点において航空機に取り付けられているものをいう。

15 「不発の小型爆弾(Unexploded explosive bomblet)」とは、ディスペンサーから散布され、投下され、又は他の方法によって分離された爆発性の小型爆弾であって、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。

第二十一条 この条約の締約国でない国との関係

1 締約国は、現在クラスター弾を保有している国を含むすべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

2 締約国は、この条約が定める規範を奨励するものとし、この条約の締約国でない国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。

論点

大論点 1：クラスター弾の定義（第 2 条・前文が該当）

大論点 2：相互運用性（第 1 条・前文が該当）

大論点 3：その他（移行期間については話す・大論 1 と 2 に該当しない部分の条文）

※論点で同じ前文で共通している場合は各論点の主張フェーズで挙げる

国立研究会強化会議『宇宙空間の諸問題に関するニュー ヨーク会合』

会議監督：田中 萌絵

1. 会議概要、目的

議題

宇宙空間の諸問題に関するニューヨーク会合

議題概要

1903年ロシアのツォルフスキーが発行した初のロケット理論『反作用利用装置による宇宙探検』を火切りに始まった宇宙開発。約百年を経て様々な宇宙技術の開発、宇宙に関する条約設立の歴史を鑑みて「宇宙空間における兵器等について」、「宇宙空間における兵器等について国際社会並びに国家が執るべき措置」を論点として設定し、デリには「時間軸のT点」というコンセプトの下、今会議を長い歴史の中の一点として捉えてもらうためにいわゆる未来会議として強化会議を行った。

2. 会議の経過、成果文書について

今回はフロントが完全に論点 TT 案を定め、事前交渉はなしという会議設定にした。理由としては本会合の議論だけに注目してほしいというもので、事前交渉の準備に時間を使って本会合の準備が手薄になることを避けたかった。企画書の時点でどの部分を論点とするか少し議論が生じたが、過去の決議案や兵器の特性を鑑みた上で設置した今回の論点（大論 1 宇宙空間における兵器等について、小論点 1 宇宙空間における軌道上で使用される兵器等の是非について、小論点 2 地球から、宇宙空間にある兵器または衛星を対象にする兵器等の是非について、小論点 3 宇宙空間における宇宙物体から他国の宇宙物体に対する兵器等の是非について、大論点 2 宇宙空間における兵器等について国際社会並びに国家がとるべき措置）は全ヶ国納得した上で議論を進められるものになった。

本会合 1 日目。フロントが提示した TT 案通りに大論 1 の議論が始められた。まずは大論点 1 に関する大枠の意見を各国からプールしてもらった。ここではフロントが想定した争点（平和的利用の解釈、配置の定義）があげられてはいたものの、我々が思っていたところと違うところ（自衛権の行使等）で議論が白熱してしまった。特に平和的利用の解釈を詳しく議論できなかったため、後に採択される決議案には非常に定義が曖昧な載せたところで効果があるのかどうか分からないような文言を載せることになってしまう。そのまま大枠の解釈があまり定まらないまま小論に移った。小論では兵器によって立場を変えながら自

国益を考えて発言をできていた国がいくつか見られた。きちんとリサーチをしていた結果だと考える。議論を進めていく中でやはり解釈の違いは平行線になってしまうことが多く見られた。しかし、その中でも後の決議で少しでも有利になるようにうまく合意をとっていた国がいたことは非常に素晴らしかった。ただそんな中でもいくつかのくには絶対に通してはいけないような合意提案を通してしまったり、議場の全員が気づかずに現実世界だったら確実にまずい文言が合意に載ってしまったりと反省点は多々ある。フロントとしては良くないことに気づいていたが、その場合止めるべきなのか少し考える余地がありそうであった。先ほども述べたとおり議論の平行線が非常に多く、TT案より伸びた状態で1日目が終わった。

本会合2日目。はじめの方は前日に続き各兵器ごとに主張、質問、懸念のフェーズを取って議論を進めていった。1日目と同じく議論の平行線は多かった物の、通ってはいけない合意が通されることなく無事インフォーマルが終了した。その後のコーカスではそれぞれの陣営が持ってきたDRを使っていかに中間国を取り込むか、また中間国としてもいかにそれぞれの極陣営を中間に引き寄せるかということをやった。2時間ほど使って互いに交渉したものの結果一本にまとまることはできず、米国陣営の少し中露側に配慮したDR、中露陣営の少し米国側に配慮したDR、スイスの合意提案のみをのせたDRの3本が議場に提出された。お互いに配慮して作ったものが議場に出された結果バッティングすることはなく全てのDRが採択された。

今回はスラックによる交渉を禁止し、直接的なメモのみを許可したため、全体を通していつもより議論が活発になったと思う。文言共有もメモのみにしたことによってインフォーマル中まだまともに議論されていないのに草案が作成されるという問題点も解決し、文言調整に気を取られて議論に参加できないということも解消されたように思う。

3. 会議総括・課題

最初で最後の旧メンだけの会議でここまで研究会員の中の多くの人が全力を尽くして会議に挑んでくれたことは大変喜ばしい。現状の国立の課題は何か、新メンを迎えるに当たって必要なことはなにかを真剣にフロントで考えて作った会議で参加者がなにかしら学び取ってくればこれ以上の達成感はない。参加者のレベルに非常に差があったが、ディレクそれぞれでどの層をフォローしていくか担当を決められていたのは良かった点だと考える。ただ、フォローのレベルや参加者のタスクマネジメント等に関しては程度をつかむことが難しかったため、この点や会議中得た改善点をしっかりと次に引き継いでいきたい。



General Assembly

Distr.: General
15 March 2022

Seventy-seventh session

Agenda item ~~

Prevention of an arms race in outer space: prevention of an arms race in outer space

The General Assembly on 15 March 2022

[on the report of the First Committee (A/77/~~~.para.~~~)]

77/~~. Prevention of an arms race in outer space

Sponsored by: France, Israel, United Kingdom and United States of America

The General Assembly,

国連憲章第 51 条を想起し、

宇宙条約第 3 条, 第 4 条を想起し、

国連総会決議 1963 年 10 月 17 日に採択された
A/RES/1884 を想起し、

宇宙空間のさらなる探査と利用が、人類の発展にますます大きな役割を果たすことを再確認し、

宇宙空間の維持には平和・安全性が確保されることが重要であることを確認し、

第70回第一委員会での議論において透明性と信頼醸成措置の実施に関しては意見の一致を示した国々がいたことを確認し、

全ての国は急激に変化する宇宙環境及び宇宙システムに対する脅威に低減すべく、協働を通じて宇宙政策に対して積極的なアプローチをとる必要性に留意し、

軌道上のスペースデブリは宇宙システムの破壊に起因し、軌道上の衝突リスクや各国間の誤解、不信、誤算の可能性を高める点を強調し、

宇宙空間の更なる安定・安全を図るために既存の法的枠組みに加え、新たな取り組みについて議論する必要があることを確認し、

宇宙空間における戦争法規の適用に関する議論の余地が存在することを確認し、

宇宙空間におけるジャミング行為は、非軍事的利用を妨げることがありうることを確認し、

宇宙空間においても国際人道法などに代表される法規が適用可能であることを確認し、

1. 地球から発射されたものが宇宙を經由して地球を攻撃した場合、又は宇宙から地球に攻撃された場合、又は地球にあるもので宇宙にあるものを攻撃された場合、又は宇宙から宇宙にあるものを攻撃された場合、それは自衛権行使の要件を満たすことを確認する；

2. 全ての国は宇宙空間の安全性と安定性を確保し続けるために宇宙法の原則である宇宙条約を確実に遵守・履行すべきであることを再確認する；

3. 既存の条約では宇宙の安全を維持するのに不十分であり、ガイドライン及び法的拘束力を持つ新たな枠組みを含めた取り組みに向け審議を行う必要があることを確認する；

4. 宇宙空間における活動への国連憲章を含む国際法の適用及び全ての国家の宇宙へのアクセス・探査・利用の権利を再確認する；

5. 全ての国は、月及びその他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を、宇宙に関連する国際法に準拠して行うことをさらに推奨する

6. 早期警戒衛星及び偵察衛星等の軍事アセットを地球を回る軌道に乗せる、これらを天体に配置すること並びに他のいかなる方法によるこれらの兵器を宇宙空間で恒久的に運用することを、少なくとも軍事アセットの配置の定義とすることを確認する;

7. 宇宙空間における核兵器とその他の大量破壊兵器の配置が禁止されていることを確認する;

8. 全ての国は、平和目的のみのために宇宙空間の探査及び使用をすることを支持する;

9. 全ての国は、軍縮会議において、宇宙空間における軍拡競争を防止することを目的として、宇宙空間における活動の透明性の確保及び信頼醸成措置の実質的実施を要請する

10. 制御不可能となった自国の衛星を処理する方法の一つに対衛星兵器(ASAT)の使用が挙げられることを確認する

11. 現在、スペースデブリ除去のためのあらゆる技術が複数存在することを確認する;

12. ASATによる宇宙ゴミ等の除去には伴って発生した細かいデブリが現在100%事故を起こさない保証はなく、宇宙ゴミの対処方法において、ASATは唯一の手段ではないことを確認する;

13. デブリを発生させた国は、無過失責任の原則に基づき過失がなくとも、デブリが宇宙における物体を傷つけた場合、国際法上の責任を負うことを確認する;

14. 平和、安全、安定かつ持続的な宇宙空間の維持の重要性を強調する;

15. 宇宙環境改善のためには各国間で協働し環境改善に取り組むことが必要であることを確認する;

16. 宇宙においても国際人道法における諸原則が適応されることを確認する;

17. 現状宇宙空間における国際人道法の明確な定義がないことを確認し、早急な整備の必要性があることを確認する;

18. 宇宙空間におけるジャミング行為は、人工衛星の民間による非軍事的利用を妨害する可能性があることを確認する;

19. 全ての国は この決議の条項を、誠実にかつ厳格に遵守するよう要求する。

~~th plenary meeting

15 March 2021



General Assembly

Distr.: General
15 March 2022

Seventy-seventh session

Agenda item ~~

Prevention of an arms race in outer space: prevention of an arms race in outer space

Resolution adopted by the General Assembly on 15 March 2022

[on the report of the First Committee (A/77/~~~.para.~~~)]

77/~~. Prevention of an arms race in outer space

Sponsored by: China, Cuba, Egypt, France, India, Iran, Israel, New Zealand, Pakistan, Russian Federation, Sri Lanka, Switzerland, United Kingdom, United States

The General Assembly,

国連憲章 51 条をさらに想起し、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則に関する条約を想起し、特に第 3 条、第 4 条をさらに想起し、

制御不能な衛星の人為的破壊の先例を確認し、

宇宙空間のさらなる探査と利用が、人類の発展にますます大きな役割を果たすことを再確認し、

国際平和と安全に対する重大な危機を回避するために、

宇宙空間が新たな兵器設置地域や軍事的対立の場とならないようにすることを確認し、

2021年12月6日に採択された A/RES/76/22、宇宙空間における軍拡競争の防止を想起し、

1. 宇宙空間における核兵器と大量破壊兵器の配置が禁止されていることを確認する；

2. 全ての国は、平和目的のみのために宇宙空間の探査及び使用をすることを支持する；

3. 全ての国は、月及びその他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を、宇宙に関連する国際法に準拠して行うことをさらに推奨する；

4. 地球から発射されたものが宇宙を經由して地球を攻撃した場合、又は宇宙から地球に攻撃された場合、又は地球にあるもので宇宙にあるものを攻撃された場合、又は宇宙から宇宙にあるものを攻撃された場合、それは自衛権行使の要件を満たすことを保証する；

5. 宇宙環境改善のために各国は協働し環境改善に取り組むことを推奨する；

6. ASAT による宇宙ゴミ等の除去には伴って発生した細かいデブリが現在 100%事故を起こさない保証はなく、宇宙ゴミの対処方法において、ASAT は唯一の手段ではないことを確認する；

7. デブリを発生させた国は、無過失責任の原則に基づき過失がなくとも、デブリが宇宙における物体を傷つけた場合、国際法上の責任を負うことを確認する；

8. 「地球を回る軌道に乗せる、『兵器』を天体に設置すること並びに他のいかなる方法によって『兵器』を宇宙空間に配置」を少なくとも、『兵器』の配置の最低限の定義とすることを確認する；

9. 宇宙においても既存の法的枠組みを遵守すべきであることを確認する；

10. 既存の条約では宇宙の安全を維持するのに不十分であることを確認する；

11. 現状武力紛争法において宇宙空間での活動が明記されていないことを確認し、早急な整備を強く要求する；

12. 宇宙空間におけるジャミング行為は、民間による人工衛星の非軍事的利用を妨害する可能性があることを確認する；

Prevention of an arms race in outer space

13. 宇宙においても国際人道法における諸原則が適応されることを確認する;

14. 「すべての国は、平和目的のみのために宇宙空間の探査及び使用をするべきである」ということに抵触するジャミング・レーザー兵器の使用の禁止を強調する;

15. ジャミング、レーザー兵器、衛星破壊兵器の使用は、国連憲章2条4項に規定されている「武力の行使」を構成し得ることを強調する;

16. 武力の行使としての対衛星攻撃について、行う主体、行われる場所、用いられる兵器に関わらず、これは認められないことを確認する;

17. 軍縮措置が必要であるということは、全国家共通の認識であることを強調する.

~~th plenary meeting

15 March 2021

Seventy-seventh session

Agenda item ~

Prevention of an arms race in outer space: prevention of an arms race in outer space

Resolution adopted by the General Assembly on 15 March 2022

[on the report of the First Committee (A/77/~~, [para. ~](#))]

77/~. Prevention of an arms race in outer space

Sponsored by: China Cuba and Russian Federation

Signed by: Iran and Pakistan

The General Assembly,

月及びその他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家の活動を律する原則に関する条約、特に第三条及び第四条の重要性を留意し、2021年12月6日に採択された A/RES/76/22 宇宙空間における軍拡競争の防止を想起し、

2008年に中国とロシア連邦が軍縮会議において提出した「宇宙空間における武器の配置及び宇宙空間の天体に対する武力による威嚇又は使用の防止に関する条約案」を強調し、それが提出された事実を認識し、2014年にその更新版が提出されたことに留意し、

月及びその他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は、平和目的でなければならず、かつ、経済又は科学の発展の程度にかかわらず、すべての国の利益となるように行われなければならないというすべての国の意志を再確認し、

国連憲章第51条の自衛権の行使を認め、

宇宙空間における軍拡競争を防止することが国際平和及び安全に対する重大な危険を回避することを認識し、

国際社会において、平和的な利用の定義についての共通認識が、その利用できていない事を認識し、

軍縮会議において、宇宙空間における軍拡競争を防止することを目的とし、

既存の条約では宇宙の安全を維持するのに不十分であることを確認し、

各国がスペースデブリの削減を目指すべきという国連スペースデブリ低減ガイドラインの目的を想起し、

対衛星兵器のようなシステムは、その潜在的な使用に関して曖昧さがなく、国際的に法的拘束力のある制限の下に置くことが必要であることを確認し、

1. 「地球を回る軌道に乗せる、『兵器』を天体に設置すること並びに他のいかなる方法によって『兵器』を宇宙空間に配置」を少なくとも、『兵器』の配置の最低限の定義とすることを確認する;
2. 平和的利用の解釈は定まっておらず、解釈が分かれている事実を確認し;
3. 軍事・平和利用のための宇宙技術は効果的に検証されるべきであることを強調し;
4. 地球から発射されたものが宇宙を經由して地球を攻撃した場合、それは自衛権行使の要件を満たし、並びに地球にあるもので宇宙にあるものを攻撃された場合、それは自衛権行使の要件を満たし;
5. 宇宙環境改善のために各国は協働し環境改善に取り組む必要がある;
6. デブリを発生させた国は、無過失責任の原則に基づき過失がなくとも、デブリが宇宙における物体を傷つけた場合、国際上の責任を負う;
7. ASAT による宇宙ゴミ等の除去には細かいデブリの発生を伴う事実注目し;
8. すべての国は、平和目的のみのために宇宙空間の探査及び使用をするべきであることを強調し;

9. 宇宙空間における活動の透明性向上及び信頼醸成措置の実質的实施を改めて要請し;

10. すべての国は、月及びその他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を、宇宙に関連する国際法に準拠して行わなければならない;

11. ジャミング、レーザー兵器、衛星破壊兵器の使用は、国連憲章2条4項に規定されている「武力の行使」を構成し得ることを強調し;

12. 「すべての国は、平和目的のみのために宇宙空間の探査及び使用をするべきである」ということに抵触するジャミング・レーザー兵器の使用は禁止すべきであることを強調する;

13. 宇宙における軍備管理に関する、国際的な法的拘束力のある文書に関する交渉を直ちに開始することを審議するよう次期総会に要請し.

~~th plenary meeting

15 March 2021

神戸研究会後期会議『天然資源に対する恒久的主権』

会議監督：トンプソン 海琉

1. 会議概要・目的

『your road is what you make it.』というコンセプトの下、事前準備を確かな裏付けとして持った状態で会議に臨んでもらうことを目的として会議を行った。

勉強会やタスク、BGにおいては抽象的・総論的な理解からより具体的な理解へのフローをとにかく丁寧に積み上げてもらうことを意識した。経済と植民地独立、という2軸が主であり、さらに冷戦構造といった対立も存在するやや難しい議題であり、デリたちも議題理解から大変そうであった。

2. 会議の経過、成果文書について

会議の経過としては、コロナ等により大国にまさかの不在等予想外の事態が起きたものの、結果的には成果文章が出るに至った。

1日目は議論議論が行われ、これは恒久的主権概念の内容を定める最終段階という議場の性質から若干の留保をつけたオールコーカスが採用され、これはフロントの考えていた道筋とも同じであった。

2日目以降は議題を推進する立場から議場を主体的に進めていくAAをイマイチ中心となってまとめる国が現れず、やや停滞感がある議場となった。

最終的な成果物としては、AA寄りの物がラ米によって提出されたが、その過程はフロントとして思い描いていた物とはかけ離れていた。

3. 会議総括・課題

会議準備過程にフォーカスした会議であったが、フロントの意図通りに抽象から具体の流れを意識した準備をし、当日それを発揮できたデリは少数であった。先に述べた議場の停滞は、結局会議準備をしっかり行ってくれたデリが少なかったことにも起因していると言わざるを得ない感じであった。例えば、交渉をする際に、根拠を持って交渉を行うというよりは、文言をただただぶつけ合うような形になることが見受けられた。その結果強引な形で決議が出ることとなった。総じて、無事決議は出たものの、フロントが意識してほしいと思っていたことはなかなか会議の過程に反映されなかった会議であった。

ただし、再三フロントからデリにコンセプトを意識してもらおうと働きかけたこともあり、体感として15%くらいのデリは自分なりに難しい議題を整理しかみ砕いて、具体的な裏付けとして持って議場に来てくれていたと感じた。なかなかみんなに会議の理念を意識してもらうことは難しいが、一貫して筋の通った理念を粘り強く伝えれば多少は響くと思うの

で、会議作成の時には自分の思いを諦めずに取り組むのが大切であると感じた。

駒場研究会強化会議『コンゴ動乱』

会議監督：齋藤 航太

1. 会議概要・目的

強化会議の目的は文字通り参加者の強化であり、これに沿って会議設計を行った。まず強化の具体的内容を「会議準備を戦略も含めて十分な会議準備を行い、そのうえで当日の行動から課題を見出す」こととしたうえで、議題には議題理解のしやすさと戦略立案に耐えうる会議構造を兼ね合わせたものを採用することとした。

本会議の議題「コンゴ動乱(1961年2月の安保理)」は当時の情勢悪化を受けた国連平和維持軍の方針転換を扱った会議である。法的基盤が弱く歴史も浅い国連軍に武力行使の権限を与えるか、またその権限を以て議会の招集を中心とした具体的措置を行うかが中心的な対立点だった。いわゆる情勢系であることから抽象度が高すぎず、国連軍を資金的に支える米、兵力の撤退をちらつかせる AA 急進派、それらに代わり兵力を供出する能力を有するインド、拒否権を持つ英仏ソといった具合にほとんどの出席国が強みと関心を持っていたことから本会議の方針に合致すると考えた。

2. 会議の経過、成果文書について

議論議論では TT 案が多数提出されたものの、その後の議論の見通しが明示されており、かつ各国の主張を許容しうる文言を持ったセイロン(AA)の案が若干の修正を経て早期に採択された。この TT の流れはおおよそ

- 1 コンゴ動乱の対処における目標を定め
- 2 コンゴ情勢・国連軍の現状の評価し
- 3 コンゴ国連軍の権限変更の必要性を議論する

の三段階からなるものだった。

モデにおける議論は上記 TT に沿って行われた。前述の①②③の分類に従って議論をまとめる。①においては自決権や領土保全を中心とした主張を展開する AA、法と秩序の維持を主張する英仏という対立構図が鮮明となった。特に自決が場合によっては制限されうるとした英仏は議場内での孤立を深めた。

②においても議論が紛糾したものの、「安保理がコンゴ情勢に責任を有する」、「コンゴ情勢はよくなっていない」などの、国連軍の権限強化を求める AA に有利な合意が複数得られた。

③においては TT における議論内容の指定が論点名（現在の情勢に照らしたコンゴ国連軍の権限変更の必要性・有効性）のみであったことから議論において大きな混乱が生じた。セ

イロン側が権限変更の必要性の有無のみを問題にしようとしていた一方でソが権限変更の法的根拠や具体的内容に踏み込んだ議論を志向するなど同一論点に関する認識が各国間で大きく乖離していたことが表面化し、議事進行に対する異議が乱発してしまった。結局権限変更についての具体的な結論は得られなかった。一方でソ連の「平和維持軍を憲章7章に根拠に基づく強制措置の性格を持つ国連軍に改変する」主張が議論の俎上に挙がり、後の文言交渉に影響を及ぼした。

モデの遅延により文言交渉は極短時間で行われた。基本的に個別の条文に対して文言の強さを決める綱引きのような交渉が行われたものの、前述の通り AA 側の主張を補強する合意や議論推移が得られていたためこれらの文言は AA の求めるものに大きくよることとなった。

採択された決議案は総じて米英仏に不利な内容であった。武力行使の限定的容認は国連軍の強化を望まない英仏にとって不利な内容であり、また国連に迅速な議会招集および“違法な”武装勢力の武装解除を求める内容はクーデターによって成立した臨時政府を支援する米国にとって不利な内容であった。さらにはソ連の主張が土壇場で盛り込まれ、今後も事態が改善しない場合、安保理が平和維持軍の七章下の国連軍への再編を検討することが決定された。これは平和維持軍自体の性質を大きく揺るがすもので、国連軍の利用を狙う米国にとっては不利な内容だった。

3. 会議総括・課題

本会議参加者には会議準備に熱心に取り組み、そのうえでの反省を見出す作業が可能であったことから本会議の目的はある程度達成されたとみてよいだろう。

本会議から得られた会議一般に関する反省点としては、会議戦略における交渉の重要性があげられる。多くの大使が積極的に会議準備を行い国益を定め、TT を制作した一方で、議論を成果へとつなげる交渉への見通しは全体的に甘かった。また交渉自体もすべての大使が自国および他国の強みを十分に意識できていなかった。交渉を通じた会議の帰結への道筋のない議論は有用にはなりえない。自国のおかれた条件を認識して交渉の見通しと必要な議論推移を考察することは会議戦略に必要不可欠だろう。

会議設計側の反省点は多岐にわたるが、最も大きい点には会議監督の理解不足があげられる。BG の作成が遅延するとともにその内容については多くの過不足があり、また考察においても会議当日まで十分に定まらない点が存在した。これにより大使への情報供給などで不都合が生じ、当日行動に悪影響を与えてしまった事は否めない。先ほど議題を理解のしやすさから選んだと述べたが、実際には前提知識としての法的・歴史的背景は決して単純ではなかった。そもそも模擬国連会議を行う以上議題の分かりやすさには限界がある。したがって、議題理解を簡便にする努力は議題そのものをえり好みすることよりも会議設計側が理解を深め、会議設計を工夫したうえで必要な情報を効果的に伝える工夫を施すことに向けるべきであろう。

KOMABA MODEL UNITED NATIONS

SECURITY COUNCIL



Distr.
GENERAL

MS/RES/161 21

February 1961

JAPANESE ORIGINAL:

Agenda Item: The Question of the Congo

Sponsor Ceylo United Arab Republic

Signatory: USSR

安全保障理事会は、

国際連合憲章の目的と原則に導かれ(guided by),

安全保障理事会決議 143、145、146、国連緊急特別総会決議 1474 (ES-IV) に記載される義務を想起し (recalling) ,

コンゴは独立した主権国家であり、コンゴ情勢の解決には領土保全の尊重、政治的自由の回復、法と秩序の回復、人民の自決の尊重が必要であることを確認し (confirming) ,

コンゴ情勢が改善しない現状を考慮し(considering),

これまでの安保理の対応が国際平和と安全の維持に効果的に貢献する法と秩序の完全な回復に不十分であったことを確認し (confirming) ,

コンゴ情勢の悪化を引き起こすこととなったベルギーの行為を遺憾に思い(deploring),

コンゴ国内における情勢の継続的な悪化が国際の平和と安全に対する脅威であることを強く懸念し(strongly deploring),

コンゴ情勢の解決は、他国による強制的な解決も外国からの干渉も、コ

ンゴの独立を害し、内紛の情勢を悪化させ国際の平和と安全に対する脅威となることを確認し (confirming),

コンゴの指導者ルムンバ氏・ムポロ氏・オキト氏の殺害の報告を考慮し (considering),

1. 加盟国が、安保理決議その他関連国連決議を遵守するよう求める (urges) ;

2. 国際連合に対し、停戦・あらゆる軍事行動の停止・衝突の予防及び最後の手段として武力の行使を含む同国における・コンゴ基本法の下での法と秩序の維持のためにあらゆる措置を即座に講じることを要請する(calls upon) ;

3. 上記2の国連軍の対応が不十分である場合、42条の国連軍派遣を次期安保理で検討することを決定する (decides) ;

4. 以下の対応を国連が行うことを事務総長に要請する (calls upon) ;

a. 迅速な議会招集

b. 違法な武装勢力の武装解除

c. 必要な人的支援

d. コンゴの内政に干渉するベルギー人のコンゴ国内からの退去

5. コンゴに駐留するベルギー人武装勢力を含む外国人武装勢力が即時撤退し並びに新たにコンゴに武装勢力が派遣されないように措置を講じることをその指導者らに求める(urges)；

6. ルムンバの死の原因について安保理が公平な調査をすることを決定する(decides)；

7. 内戦の関係当局の自制を求める(urges).

日吉研究会強化会議『「保護する責任」2005年国連首脳 サミット』

会議監督：竹内 瑛祐

会議概要・目的

議題

2005年国連首脳サミット『保護する責任』言及箇所

議題概要

国民の生命が危機に晒されている際に、当該国が国民を保護できない場合、その責任を国際社会に負わせるべく考案されたのが『保護する責任』概念（R2P）である。R2Pについて国際的合意を形成するべく展開された、国連サミット成果文書の最終文言交渉の場を議場とし、採択会合のみ国連総会に移行した。DR採択方式はコンセンサスを採用した。

コンセプト

『考える葦』。デリに『思考してもらおう』ことを意識した。

論点

フロント作成の論点

大論点1：「国家主権」と「人道危機への対応」の関係について

※「国家主権」と「人道危機への対応」どちらが優先されるか

大論点2：「国際社会による人道危機への対応」について

※「国際社会による人道危機への対応」は権利か義務か

大論点3：予防する「責任・権利」について

※予防の段階で7章を発動すべきか、あくまで経済支援や国連機能の強化に留めるべきか

大論点4：対応する「責任・権利」について

中論点1：軍事介入を決定する際の権限について

小論点1：軍事介入を決定する際の権限を安保理に限るべきか

小論点2：「拒否権の抑制」を明記するべきか

中論点2：軍事介入の際の諸原則について

小論点1：どのような事態が発生している際に行われるべきか

小論点2：どのような目的のもと行われるべきか

小論点3：どのようなタイミングで行われるべきか

小論点4：「比例性の原則」を明記するべきか

小論点5：「結果への配慮」を明記するべきか

会議細則（特筆すべき事項）

- ・議長を国連事務局とし、中立ではなく、スタンスを持つアクターとした。
- ・論点ごとに議長及びデリから合意提案をし、コンセンサスにより合意とした。
- ・「リベラルな国際世論の代弁者」として報道官を設置。

準備段階

会議設計では第一に、歴史的文脈の中で会議を捉えてもらうことを念頭に置いた。自らが出る会議を、その会議単体で捉えるのではなく、数多くある外交会議の一つとして捉えてもらうことを意識した。

二つ目に、デリに考えてもらうことを意識した。メンターやBGではデリに対して「答え」を提供することは極力避けた。その国がどのような外交政策を展開しているのか、どのような「お国柄」であるのかを分析して、自ら会議行動を導出してもらうことを目標とした。そのために、メンターは質問形式で展開し、「なぜその国がそのように発言するのか/そのように行動するのか」を因数分解しながら、適宜こちらが補助線を引きつつデリに考えてもらった。

第三に、論点ごとに対立陣営が変わるようにした。各論点において対立陣営が同じになると単調な会議進行に繋がらう。よって論点ごとの対立軸が少しずつ変化するように設計した。

会議進行

事前会合

二時間×二日の事前交渉により、大まかな議場の雰囲気やデリに掴んでもらい本会合に臨んだ。一部、グルーピングを図っている国はいたが大きな進展は見受けられなかった。

本会合

会議序盤で国家主権には責任が伴うこと、国際社会がその責任を補うことについては合

意が取れたが、「責任」という言葉が意味する範囲の広さ、軍事介入の要件の論点で取れた合意は少なかった。以下に合意事項を記す。

例外の範囲、国家の責任の範囲については意見の相違があるが、主権は絶対的ではなく、国家には責任が伴う。

ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任は、まず第一に国家に属する

国際社会は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪の予防のために、なんらかの措置を講じる。

国際社会は、各国当局がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から国民を保護することができていない場合、何らかの措置を講じる。

国際社会は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、及び人道に対する犯罪を予防するため、国連憲章第6章および第8章に基づく外交的、経済的、人道的およびその他の平和的手段を用いる

どのような事態が発生している際に行われるべきか：「ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、及び人道に対する犯罪が起こっている際」

国際社会は、各国当局がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から国民を守る能力を強化するため、目的に沿った経済的な支援を行う重要性を認識する。

〈軍事介入の要件〉

武力を行使したがゆえに、武力を行使しなかった場合よりも悪い結果が生じるおそれがある場合に、合理的に小さい場合、軍事介入が許可される。

※尚、「ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、及び人道に対する犯罪」という項目は限定的な列挙ではなく例示的列挙である

しかしながら、一日目、二日目のインフォーマル/モデに置いて成果文書の骨子は合意が取れており、三日目の文言交渉で成果文書作成、コンセンサス採択に至ると思われた。結果的にはDR締め切り時刻までにDRは提出されず成果文書なしという形で会議は閉幕した。

合意できなかった理由としては、各陣営が文言交渉の時間の多くを陣営内調整に割いていたこと、合意可能領域が存在しない論点に固執していた国が多かったことが挙げられると考える。

総括

各アクター各々反省点はあると思われる。個別具体の事例についてここで言及することはしない。抽象的に会議監督目線で考えることを認める。

議論とは手段に過ぎない。ある議論、及び発言が行うに値するものであるか、深掘りするに値するか否かを吟味し、議論の本筋を見失わないようにすることは議場全体が常に念頭

におかなければいけないことである。今回の会議は「既存の国際秩序に対応できないこと人道危機」にどう対応していくか、何を合法にしていくかの会議であって既存の国際秩序や国際法の再確認の会議ではない。その点を見失っていると思われるデリもいたように思う。

また戦略や事前想定とは崩れうる、もしくは崩れるものである。会議中に起きた「想定外の事態」を受けてどう柔軟に戦術を変えていくかがデルリの力が問われる一つのポイントであると考えられる。

会議準備、会議中に考え抜いていた方々が少なからず見受けられた。その方々とのメンターは特に楽しいものであった。心より敬意を表したい。

四ツ谷研究会強化会議『「武力紛争における子どもの権利 に関する条約の選定議定書」の締約』

会議監督：鈴木 理乃

1. 会議概要・目的
 - 基本情報

議題	「武力紛争における子どもの権利に関する条約の選定議定書」の締約
論点	1 敵対行為への直接参加と間接参加の区別 2 自国軍の自発的な採用の年齢制限 3 反政府集団やその他の非正規武装勢力による子どもの徴用
議場	国際連合人権委員会 21 会期
参考決議番号	E/CN.4/1995/96
設定日時	1995 年 2 月 10 日

- 目的

強化会議であるので、40 期の強化を目的としている。研究会内の同期を強化し
たかったため、他の研究会からデリを募集しなかった。特に、ロジックの構築の
仕方を学び、インフォーマルでの発言を強化しようと考えた。

- 議題選考理由

四ツ谷研究会は例年、強化会議と新歓会議の議題を一緒にしていたが、今年は連動
させないことになった。よって、多少の高度な議論ができる題材を選んだ。また、人
権委員会によるレポートによって各国のスタンスがわかりやすく、対立関係もはっき
りしているため、インフォーマルでの発言がしやすいと考え、本議題を選んだ。

2. 会議の経過、成果文書について

▶ 会議の経過

▶ 大論点1 敵対行為への直接参加と間接参加の区別

米国と子ども兵を使用している国々が、実効性の観点から、直接間接の区別をつけるべきと主張する一方で、その他の国は、倫理的な観点から、区別をつけるべきではないという主張を行った。その後区別をつける場合に、直接間接参加の制限を何歳にするべきかを各国主張した。主に直接参加の年齢制限について話し合わせ、前者は15歳以下を、後者は18歳以下を制限として設けるべきであると主張した。

ここで、合意提案についてひと悶着あった。端的にいうと、大論点1の合意提案フェーズにおいて、メキシコの合意提案が正当ではない理由によって落とされたことメキシコが主張した。そこで合意提案のやり方の投票を実施し、理由に正当性は要さないという結論に至った。ただ、まだメキシコは不満があるようで、一度コーカスがメキシコによってとられた。そして再び合意提案フェーズが例外的にとられ、メキシコの「区別するか否かは関係なく、貧困を考慮した議論が必要である」という合意提案が全会一致で通った。

▶ 大論点2 自国軍の自発的な採用の年齢制限

米国と子ども兵を使用している国々が、自発的な採用と強制的な徴用の区別をつけるべきと主張する一方で、その他の国は、倫理的な観点から、区別をつけるべきではないという主張を行った。また、同時に年齢制限をそれぞれ何歳にするべきかを各国主張した。主に自発的な採用の年齢制限について話し合わせ、前者は15歳以下を、後者は18歳以下を制限として設けるべきであると主張した。懸念及び再反論もとられたが、後者から前者への懸念及び再反論が少々倫理的側面に偏ったことを懸念したため議長裁量でインフォーマルが打ち切られた。米国により、「強制的徴用は子どもの自由を奪う徴用であるため年齢制限されるべきである。」という合意が形成された。

▶ 大論点3 反政府集団やその他の非正規武装勢力による子どもの徴用

イギリスとオーストラリア、ノルウェーによる反政府集団やその他の非正規武装勢力を本議定書に明記し、彼らにも義務を課すべきという主張と、その他の国内法に抵触することを避けたい国々による、反政府集団やその他の非正規武装勢力を本議定書に明記するべきでなく、彼らにも義務を課するのは内政干渉であり許されないという主張が対立した。特に本議定書に反政府集団やその他の非正規武装勢力を本議定書に明記し、彼らにも義務を与えることが内政干渉にあたるのかということと、まだローマ規程の作成のための議論中のため、誰が反政府集団やその他の非正規武装勢力を裁くことができるのかということを中心に

議論が行われた。米国によって、「非正規武装勢力は、国家の軍隊よりも多くの子ども兵士を利用している現状がある」という合意が形成された。これにより非正規武装勢力に対処せざる現状を全か国が認めたといえる。

➤ コーカス

2日目は主にコーカスが行われた。1日目の夜間交渉において、米国がロシア、中国、日本、インド、メキシコ、パキスタン、ミャンマーに、米国作成の草案を共有しており、コーカス開始時、過半数である8か国が合意する草案を米国は持っていた。一方でその他の国々は草案を持っていなかったため、米国主導で文言交渉が行われた。ノルウェーとスウェーデンとの合意可能領域が模索され、ロシアが大論点3に関与するところを、米国が大論点1と2に関与するところをそれぞれ交渉した。ここで米国とノルウェー、スウェーデンの間で秘密裏に、直接参加の年齢制限を15歳以下から18歳以下に引き上げることで合意がなされた。パキスタンとミャンマーとも交渉が行われたが最終的には、ロールコールで、パキスタンとミャンマーのみ反対があり、可決された。

➤ 成果文書について

米国草案をたたき台としたため、米国有利な成果文書になった。直接参加の年齢制限は、米国の国内法に抵触しないギリギリの17歳以下に設定された。史実は18歳以下であるため、解決から一步後退したと考えていい。また、自発的な採用については一切触れられず、史実と同様、強制徴用の年齢のみが18歳以下で制限された。さらに、反政府集団やその他の非正規武装勢力による子どもの徴用への対応についても、国の軍隊とは異なる武装集団に対して、18歳未満の者をいかなる状況においても採用及び使用することを禁止したものの、この履行義務は締約国に課されており、直接的に反政府集団等を拘束するものではない。史実通りの結果となった。よって、全体的に史実よりも緩い制限がかけられたと言える。



Economic and Social Council

Distr.: General

2 March 1995

Original:
Japanese(English)

Commission on Human Rights

Fifty-first session

Agenda item 24

Sponsored by: Australia, China, India, Japan, Mexico, Norway, Russia, Sweden, United Kingdom and United States

Rights of the Child

人権委員会(*the Commission on Human Rights*)は、

児童の権利は特別な保護を必要とすること、また、差別なく児童の状況を不断に改善すること並びに平和で安全な状況において児童が発達し及び教育を受けることを再確認し(*Reaffirming*),

児童の権利を促進及び保護のために努力すること、また、その際に児童の意思が尊重されるべきであることを再確認し(*Reaffirming*),

武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが持続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し(*Deeply considering*),

したがって、児童の権利に関する条約において認められている権利の実現を更に強化するためには、武力紛争における敵対行為への関与から児童を一層保護することが必要であることを考慮し(*Taking into consideration*),

そのためには、本議定書が過去の条約の批准に関わらず多くの国家によって批准される必要があることを認識し(*Recognizing*),

ジュネーブ諸条約追加議定書及び児童の権利に関する条約において、国際的な武力紛争及び非国際的な武力紛争の双方において、15歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないように実行可能な措置をとる規定がなされていることに留意し(*Noting*),

国の軍隊とは異なる武装集団が敵対行為において国境内で又は国境を越えて児童を採用し、訓練し及び使用することを最も重大な関心をもって非難し(*Regretting*),

それが18歳未満の児童の徴用の問題において主要な原因であることを確信し(*Convinced*),

並びにこの点に関連して児童を採用し、訓練し及び使用するものの責任を認識し(*Recognizing*),

武力紛争の各当事者が国際人道法の規定を遵守する責務を負っていることを想起し(*Recalling*),

武力紛争における敵対行為への児童の関与についての経済的、社会的及び政治的な根本的原因を考慮に入れる必要性に留意し(*Noting*),

次のとおり協定した。

第1条

1.締約国は、17歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

2.ただし、児童に適用される法律上、早期に成年に達している場合はこの限りでない。

第2条

1.締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第3条

1.各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する信頼し得る証明及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

2.自国の軍隊に志願する18歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。

(a) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。

(b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

(c) 当該者に軍隊で行う業務の内容を十分に知らせた上での採用であること。

第4条

1.国の軍隊とは異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。

2.締約国は、1に規定する採用及び使用の防止を確保するため、すべての実行可能な措置（1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法律上の措置を含む。）をとる。

3.この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

第5条

1.この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2.この議定書は、批准されなければならない、また、すべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

早稲田研究会強化会議『国際人権規約案』

会議監督：丹後 向日葵

1. 会議概要・目的

まず、本会議を運営するにあたり考慮すべきものとして、研究会会議としての強化会議の位置付けがあった。私が強化会議に求められる要素として考えたものが、旧メンデリの強化および40期のモチベーションの向上であった。いわゆる「研究会としての側面」と「サークルとしての側面」として考えられるだろう。

旧メンデリの強化という側面においては、①2021年度の早稲田研究会の会議において人権関連の議題を取り扱っていなかったこと、②同じく条約系の議題も取り扱っていなかったこと、③モデ（インフォーマル）での発言を課題とするデリが多い中で、対立軸が明確で主張がしやすいこと、④古い年代であるために国益設定の難易度が高いこと を理由に、『国際人権規約案』の第1条（自決権条項）を議題とした。国際人権規約案は史実で10年に渡って検討されたため、1955年の第10回総会の第3委員会にて検討された第1条に議論を絞った。なお、これは人権委員会が起草した第1条の原案に対する修正案を提出し、採択することで第1条の文言を最終決定する会議である。また、国割希望フォームを廃止し、代わりに各デリが今会議で達成したいこと・克服したいことを記述していただき、それを元に国割を決定した。

40期のモチベーション向上のために会議監督としてできることは、とにかく多くのデリに会議を楽しんでもらうことであると考えたため、最低3回のメンターと丁寧なタスク、質問への迅速な返信を通して、各国スタンスの確立を中心とした会議準備の質と量を向上させるよう工夫をした。会議準備に注力してもらうため、事前交渉および事前会合は行わず、デリからは追加論点案のみを募集してフロントがTTを作成した。

会議コンセプトについては、フロントを含めた旧メンのこれからの模擬ライフの転換点となるようにという期待から、また国際人権規約は将来の人権保障における基盤となる重要な条約であることから、『The Challenge of the Unknown Future』とした。

2. 会議の経過、成果文書について

インフォーマル（会議1日目冒頭～2日目中盤）

本会合の冒頭に、アメリカが提出した議論方法の変更に関するWMとそれに対する手続投票により、インフォーマル（モデ）の議論方法が質問→回答→懸念までで打ち切ることと、大論点ごとにコーカス（アンモデ）を取ってインフォーマルの議論を踏まえた修正案を提出することが決定されたが、結果的に大論点ごとのコーカスはほぼ取られなかった。なお、今会議では自決権に対する各国・陣営の主張が二項対立になることが自明であったため、インフォーマルは対立点の明確化を目的とした。

大論点1（自決権条項を規約に入れるか否か）では、自決の性質、規約の普遍性担保、法的根拠およびこれまでの国連での議論といった側面から自決権条項を入れることの正当性に関する議論が交わされた。ここでは、西側諸国をはじめとする自決権反対派の国々が、自決は政治原則であること、自決権条項を含めることで条約批准国が減る可能性があること、国連決議には法的拘束力がないことを根拠に自決権条項を入れないべきであると主張した。逆にAA・東側諸国等の自決権推進派の国々は、自決は法的権利であること、自決権条項を入れることで加盟国間の平等の確保ができること、国連憲章や決議545・637、規約の前文を根拠に自決権条項を入れることの正当性を主張した。

大論点2（自決権の概要＝原案の第1項）では、自決権の主体とその内容について議論された。この論点以降は規約に自決権条項を入れることを前提とした論点であるため、基本的に自決権反対派の国は主張をするのではなく、推進派の主張に質問や懸念をつけていく形で議論が進んだ。自決権の主体としては、「全ての人民」「全ての人民と国家」「全ての人民と民族」などの主張がなされたが、各国の質問と懸念によって「全ての人民」が自決権の主体となる流れとなった。また、自決権の内容としては、自決権は政治的側面にのみ適用されるのか、それとも経済的・社会的・文化的側面も含むのかで主張が割れた。

大論点3（経済的自決とその永久的主権＝原案の第3項）では、まず経済的自決の性質、経済的自決の条項を入れることの正当性、経済的自決を認めるにあたり考慮すべき要件について議論された。経済的自決の性質については推進派の中でも見解が一致せず、それに対して反対派は議論が未成熟であることや各国企業等との経済協定などを理由とした懸念を挙げた。経済的自決条項の正当性については、反対派は議論が未成熟であることとその状態のまま経済的自決を認めると経済的利権の主体が重複する危険性、推進派にもデメリットが生じる可能性を指摘した。それに対し推進派は決議626を根拠に議論は十分になされたと主張した。考慮すべき要件については、反対派（特に途上国の経済的利権を握っている国々）が投資に対する補償をすることや国際的な取り決めを遵守すべきであることを主張し、推進派はこれまでの搾取を鑑みて契約破棄は正当であるとした。その後は永久的主権について、語の定義と規約における必要性の側面から議論され、推進派により経済格差を理由に必要性が主張されたものの、こちらも議論が成熟しているか否かで対立したままであった。ここで注目しておきたいのが、政治的自決を推進していたパキスタンが経済的自決については反対派に回ったことである。これが後のコーカスに大きく響くこととなった。

最後に大論点4（各国の義務）では、自決権達成のために果たすべき義務とその主体について議論され、義務の内容としては自決の促進と尊重を努力義務にすべきか否か、主体の候補としては「国家」「非自治地域の施政国」という意見が出た。

コーカス（2日目中盤～）

文言交渉のコーカス（アンモデ）は会議後半に連続して5回取られた。

最初のコーカスでは陣営ごとでの交渉が行われ、AA+南米+東側、西側+ブラジルが陣

管内調整、中国が何カ国かと個別交渉をしていた。結果的に西側+ブラジルは一定程度のまとまりを形成したものの、AA+南米+東側はパキスタンが経済的自決に反対したことで上手くまとまることができなかった。中国は独自の WP 交渉を展開していた。

2 回目のコーカスでは陣営を超えた交渉が行われ、西側+AA+東側、南米+北欧でそれぞれ文言交渉が行われた。西側+AA+東側では西側とパキスタンが経済的自決条項で強硬に抵抗し他ことで AA の分裂が顕在化する形となり、代表者会合が始まった。南米+北欧は第 1 条全体の文言交渉をしたものの、スウェーデンが全体的に抵抗し、デンマークが政治的自決以外に抵抗した。

3 回目のコーカスでは上記の代表者会合が引き続き行われたものの、AA+南米+東側が作成した文言案にイギリスが念入りに懸念付けをしたために新たな進捗が見られないまま時間が経過してしまった。

4 回目のコーカスではパキスタンを除いた AA+南米+東側が方針の再確認をし、ユーゴスラヴィアが中心となって西側との妥協案を作成して再度交渉が始まった。アメリカはパキスタンや西側と独自の文言で交渉を進めた。

5 回目のコーカスでは DR 提出に向けた動きが本格化し、西側+ブラジルは自決を政治原則として、厳しい補償のもと経済的自決を認める旨の DR を提出した。AA+南米+東側はアメリカやオーストラリアと交渉するも上手くまとまらず、西側に相当妥協した内容の DR を提出した。アメリカとパキスタンは、西側寄りだが独自の内容の DR を提出した。

コーカスを総括すると、中国とパキスタンとアメリカが独自に国益を追求した動きを見せており、西側は上手くまとまりながらも優位に交渉を進めた印象である。対して南米はまとまって協力はできていたもののそれを上手く生かすことが出来ず、AA と東側は上手く役割分担が出来ず、西側に妥協しすぎてしまったように思われる。

成果文書の評価

今会議においては、9 本の WP と 3 本の DR が提出された。ここでは、特に注目すべき WP と 3 本の DR を振り返る。

・DR.1 (オーストラリア、ベルギー、イギリス)

→自決は政治原則として政治的地位の決定に限定、経済的主権については即時かつ完全な補償を規定、各国の義務についての条文は削除

→賛成 7、反対 10、退席 1 により否決

・DR.2 (アフガニスタン、エルサルバドル、サウジアラビア、ユーゴスラヴィア)

→第 1 項 (自決権の内容) と第 2 項 (各国の義務) については概ね原案通りの内容で、経済的自決については反対派に相当歩み寄る形で補償についても定めた

→賛成 7、反対 5、棄権 6 により採択

・DR.3 (パキスタン、アメリカ、スウェーデン)

→全体的に国連憲章に準拠した内容と文言、政治的自決については西側に配慮して緩く定め、経済的自決については厳しい内容

→DR.2 とバッティングしていたため、DR.2 採択により投票にはかけられず

・WP.9 (アフガニスタン、オーストラリア、ブラジル、中国、チリ、デンマーク、エルサルバドル、パキスタン、ペルー、サウジアラビア、スウェーデン、ソビエト連邦、アメリカ、ユーゴスラヴィア)

→DR.2 の解釈宣言で、補償なき国有化・経済協定の恣意的な無効化・国家間での経済的投資を含めた事業を妨げることを禁じる内容

→経済力の無い AA・南米諸国はこれにより国有化が困難となり、自国益を損なう結果になった。また東側は、財産が私有であることを前提とした内容の WP に署名したことで、自らの社会主義的思想に反する行動をとってしまったと言える。

→この WP を作成したのは中国であり、AA+南米+東側のこの WP への署名と引き換えに中国が DR.2 に棄権するという内容でバーター交渉を行っていた。中国の意図は、アメリカと良好な関係を維持することと AA 諸国との連帯感を示すことであり、この WP の提出はその両方の達成に繋がった。

3. 会議総括・課題

ここでは、冒頭に述べた会議の目的に照らし合わせて会議総括をする。

まず、デリの強化という目的は概ね達成出来たと言える。自らの課題に気付くきっかけとなったデリもいれば、前回会議からの成長が光ったデリも多くいた。また、自決権という概念については各国がそれぞれの考えを持っているため、会議前に多くのデリが自らの課題としていたインフォーマルでの発言がしやすい議題であった。しかし、国益設定と投票行動の結びつきや会議を俯瞰して見ることといった面においては、会議監督としてももっと緻密なメンターが出来たのではないかと反省している。特に投票行動については、ディレクチェック後のコーカスの使い方や外交方針を転換することの意義について再考するきっかけとなった。

また、自決権条項を議題にしたために、目的の一つであった人権系・条約系の議題に触れることはあまり達成できなかった。その理由としては、自決権という権利は人権としての特殊性が高いこと、また今会議では修正案 (WP 含め) が想定したよりも提出されなかったことが挙げられる。

デリに会議を楽しんでもらうという目的についても、概ね達成出来た。レビュー後に「模擬国連を辞めたいと思っていたがこの会議で模擬の楽しさに気付けた」といったコメントをくれたデリが複数人いて、実際に今会議で初めてアワードを受賞したことを喜ぶデリも

多くいた。

最後に、私個人としては、運営代が代わって初めての会議かつ日程が例年よりもかなり早いということでプレッシャーや焦りも大きく辛いこともあったが、振り返ってみるととても充実した日々であった。今会議の運営にあたり多くの助言やサポートをしてくださった先輩方、励ましや労いの言葉をかけてくれた他研同期の皆様、そしてフロントの4人と私の思いに全力で応えてくれたデリの皆様に改めて深く感謝の意を表明する。

DR.2

By Afghanistan, El Salvador, Saudi Arabia and Yugoslavia

第1条を以下のように変更する。

「1. すべての人民は、自決権を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

2. すべての国は、非自治領及び信託領の管理に責任を有する国を含め、国際連合憲章の規定に準拠してその全ての領域においてこの権利の実現を促進し、尊重する。

3. 全ての人民は互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のために天然の富及び資源を自由に処分する権利を有する。人民はいかなる場合にもその生存のための手段を奪われることはない。」

TT 及び論点

大論点 1 自決権の条項を入れるか否か

中論点 1 国際人権規約における自決権

小論点 1 自決の性質 1h

小論点 2 国際人権規約の普遍性 40min

中論点 2 自決権の条項を入れることの正当性

小論点 1 法的根拠 1h

小論点 2 これまでの国連における自決権に関連した議論 1h

大論点 2 自決権の概要（第 1 項）

小論点 1 自決権の主体 40min

小論点 2 自決権の内容 1h

大論点 3 経済的自決とその永久的主権（第 3 項）

中論点 1 経済的自決権について

小論点 1 経済的自決の性質 1h

小論点 2 経済的自決権の条項を入れることの正当性 1h

小論点 3 経済的自決権を認めるにあたり考慮すべき要件 40min

中論点 2 永久的主権について

小論点 1 永久的主権の定義 1h

小論点 2 「永久的主権」の用語の必要性 40min

大論点 4 各国の義務（第 2 項）

小論点1 自決権達成のために果たすべき義務 40min

小論点2 義務の主体について 40min

モデでの議論進行は主張 → 質問 → 回答 → 懸念 → 反論 → 再反論とする。

なお、議長裁量で議論の延長並びに各フェーズの打ち切りは認めるものとする。